

【諮問第85・86・87号】

12川公審第57号
平成13年2月15日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 多賀谷 一照

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成11年8月11日付け11川健庶第648号をもって川崎市長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人請求に係る公文書については、いずれも川崎市情報公開条例第7条第1項第1号本文に該当すると認められるので、非公開としたことは妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

平成11年6月17日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、下記に掲げる3件の公文書の写しの交付（郵送希望）請求を行った。

- (1) 第47回日本脳神経外科学会関東地方会（1992年9月12日）川崎病院（他4名）が発表した「肝細胞癌による頭蓋骨転移の一例」の65歳男性の医療情報が判別できる文書（ただし、氏名、住所、保健等の情報は除く）。カルテ、検査結果表など。個人が特定されない形で取扱うこと。
- (2) 第49回日本脳神経外科学会関東地方会（1993年3月6日）川崎病院（他4名）が発表した「悪性聴神経腫瘍の一例」の64歳男性の医療情報が判別できる文書（ただし、氏名、住所、保健などは除く）。カルテ、検査結果表など。個人が特定できない形で取扱うこと。
- (3) 平成9年10月3日（金）川崎市立川崎病院 が発表した女性の医療情報が判別できる文書（ただし、氏名、住所、保健等の個人情報を除く）。平成9年5月26日川崎病院受診のカルテ、検査結果表など。個人が特定されない形で取扱うこと。

本件実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）は、平成11年7月1日付けにて、上記請求対象文書の全体にわたって、条例第7条第1項第1号（個人情報）本文、第3号イ（事業執行過程情報）及び第4号（法令秘情報）に該当するとの理由により、拒否処分を行ったため、同年7月18日、不服申立人が条例第14条第1項の規定に基づき、拒否処分の取消しを求めて不服申立てを行ったのが、本件不服申立てである。（(1)は当審査会諮問第85号事件、(2)は第86号事件、(3)は第87号事件）

3 不服申立人の主張要旨

平成11年7月18日の不服申立人の不服申立書及び平成12年1月11日の不服申立人の意見書によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 実施機関は、条例第7条第1項第1号（個人情報）本文に該当するとして、拒否処分をしたが、この受診者に係る情報を、川崎市立川崎病院（以下「川崎病院」という。）医師は、受診者のプライバシーよりも自分の榮譽を優先して、すでに公開しているので、識別される可能性がないと実施機関は判断しているはずである。また、インフォームド・コンセントを実施しておらず、当該個人の人格上の利益を犯しており、プライバシーを侵害すると認知して、公開しているはずである。

- (2) 実施機関は、条例第7条第1項第3号イ（事業執行過程情報）に該当するとして、拒否処分をしたが、この受診者に係る情報は、受診者と川崎病院医師との信頼関係に基づいて作成・取得されたものであるだろうが、医師はすでに公開しており、インフォームド・コンセントを実施せず、公表したのであるから、その信頼関係を医師は一方的に壊しており、いまさら、そのような理由は成り立たない。病院事業の円滑な運営を妨げるというが、医師は受診者個人の情報を受診者個人の同意もなく、公表しており、しかも、川崎市の許可も取得していない上、病院内では受診者個人の情報管理もしていない状態で、円滑な運営を実施しているとは、どのような病院事業を運営しているのか理解に苦しむ。
- (3) 実施機関は、条例第7条第1項第4号（法令秘情報）に該当するとして、拒否処分をしたが、プライバシーとは、「勝手に第三者に個人の情報を侵害されない権利」のことであり、医師の行為自体、意図的に同意もなく公表したこと自体がプライバシー権の侵害である。
- (4) 公開請求している医療情報については、実施機関が「個人情報ではない」ということを、口頭にて宣言しており、この情報の内容は「個人情報ではない」という前提で審議する必要がある。
- (5) 請求している情報公開は、カルテなどによる情報公開を請求している訳でなく、川崎病院医師がすでにインターネット上に公開してしまっている内容に限定して請求している。

4 実施機関の主張要旨

平成11年11月5日付けの処分理由説明書及び平成12年6月13日の実施機関からの事情聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 本件対象公文書は、川崎病院に入院している3人の患者の診療記録（退院シート、病歴総括、病症日誌、診療依頼票、指示箋控、処方控、手術記録、各種検査記録、エックス線写真、説明・同意書、看護記録、体温表等）である。
- (2) 条例第7条第1項第1号本文の該当性について

この規定は、個人のプライバシーの保護に万全を期するため、プライバシーに当たることが明らかである情報のほか、プライバシーに当たるかどうかが不明確なものを含めて、特定の個人が識別される可能性のある情報が記録されている公文書は、原則として非公開とすることを定めたものである。

氏名など特定の個人が直接識別される情報はもとより、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され得る情報も本号本文の情報に含まれると解されており、また、プライバシー保護を目的とするこの規定の趣旨から、個人識別可能性の有無の判断に当たっては、当該情報の性質や内容を考慮する必要がある。

これを本件対象公文書についてみると、ここには、患者の氏名、住所、性別、生年月日、年齢、診療科名、病棟、病室番号、初診日、入退院日、手術日、診断名（傷病名）、入院経路（転科、外来、救急、他病院から、医師の紹介等）、転帰

(治癒、軽快、未治、死亡、転科等) 剖検の有無、B型肝炎の抗原の陰・陽性の別、主訴、現病歴、既往歴、嗜好(アルコール、たばこ)、アレルギー、家族歴(家族の病歴、系図等)、入院時診察所見(身体的特徴等)、治療方針、治療経過、患者や家族への病状の説明(告知)内容、自宅の電話番号、入院中の連絡先(氏名、続柄、電話番号等)、職業、生計者、住居の種類、性格(長所、短所)、月経、身長、体重、入院中の発言・行動、排泄物の状況、食事・睡眠の状況など、患者やその家族の人格と密接に関連する数多くの個人情報、文書全体にわたって濃密かつ不可分的に生々しく記載されている。

これらの情報が本号本文に該当することは明らかであるが、これらが患者・家族の極めて重大なプライバシーにかかわるものであり、また、診療情報が有する多様な個性をも考慮すると、たとえ、氏名、住所など個人が直接的に識別される情報を伏せたとしても、その写しが第三者に交付されることにより、なお患者・家族の人格上の権利利益やプライバシーが侵害されるおそれがある。

したがって、本件対象公文書は、氏名、住所などを伏せた場合であっても、条例第7条第1項第1号本文に該当すると考える。

(3) 条例第7条第1項第3号イの該当性について

本件対象公文書は、前記(2)に掲げるような患者・家族の重大なプライバシーにかかわる事項が記載されており、この写しが第三者に交付されることとなると、そのようなことは起こり得ないと信用している個々の患者・家族や将来患者と成り得る市民一般の、川崎病院と医師に対する信頼感が、根底から覆されることになる。

自らの診療記録のコピーが外部に流出する可能性のある病院においては、患者は安心して自分や家族の身体上の秘密を医師に伝えたり、検査を受けたりすることができず、その結果、医師が患者の病歴や症状などを正確に把握できないことになれば、適切な医療行為を実施することが困難となり、川崎病院における診療が円滑に行われなくなるなど、適正な病院事業の執行が妨げられるおそれがある。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第1項第3号イに該当すると考える。

(4) 条例第7条第1項第4号の該当性について

本件対象公文書は、条例適用除外事項細目基準の基準表4「第4号(法令秘情報)に該当する情報」にもあるとおり、診療録等は、医療法第72条及び刑法第134条の規定により守秘義務が課されているものに該当する。

したがって、本件対象公文書は、条例第7条第1項第4号に該当すると考える。
以上により、本件不服申立てには理由がないと考える。

5 審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件請求に係る実施機関から提出された本件対象公文書は、それぞれ以下のとおりである。

ア 諮問第 8 5 号

退院シート（内科・脳外科）、病歴総括、病症日誌、診療依頼票、死亡診断書、指示箋控、処方控、手術記録、手術処置伝票、ＣＴスキャン検査結果報告票、血管造影検査看護記録、依頼書、内視鏡問診票、病理組織検査、手術患者申しおくり書、承諾書、麻酔記録、超音波検査（報告）、細菌検査報告、アイソトープ検査結果報告書（血液・髄液）、医化学検査結果、脳髄液検査（結果）、胸水・腹水・関節液検査（結果）、細菌培養同定検査（結果）、細胞診（結果）、脳波検査、看護記録、体温表

イ 諮問第 8 6 号

退院シート（脳外科）、病歴総括、病症日誌、診療依頼票、指示箋控、手術記録、手術処置伝票、説明・同意書、依頼書、手術患者申しおくり書、手術看護記録、血管造影検査看護記録、処方控、MRI検査依頼票、看護記録、麻酔記録、承諾書、超音波検査（報告）、血液検査結果、医化学検査結果、血清検査結果、一般検査結果（尿）、細菌培養同定検査（結果）、アイソトープ検査結果報告書、脳髄液検査（結果）、ＡＢＲ検査報告、病理組織検査、脳波検査、細胞診、消化管内視鏡検査記録、ＣＴスキャン検査結果報告票、リハビリテーション指示箋（控）、看護要約、体温表

ウ 諮問第 8 7 号

退院シート、病症日誌、指示箋控、入院診療計画書、処方控、血液検査結果、医化学検査結果、血清検査結果、ウイルス肝炎検査結果報告書、看護要約、入院のための記録用紙、看護記録、注射実施記録、体温表、レントゲン写真

(2) 条例第 7 条第 1 項第 1 号本文該当性について

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号本文は、個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書について、公開を拒むことができるとしている。

ここでの「個人生活事項」とは、いわゆるプライバシーに明らかに該当する情報のほか、公開することによりプライバシーを侵害するおそれのある情報を含むと解され、心身に関する情報はそれに含まれる。

イ 本件請求に係る公文書は、いずれも川崎病院において治療を受けた患者の診療記録に関するものであって、一般的にハイセンシティブな個人情報であり、プライバシーに明らかに該当する情報ということができる。

もっとも、「個人生活事項」に関する情報であっても、それが誰についての情報であるかが分からなければ公開してもプライバシーの侵害の問題は発生しないと考えられることから、特定の個人が識別され得ないものについては公開することとしている。

本件対象公文書に記載された情報は、個別には匿名性があるといえなくはないが、それらは互いに有機的な関連を有するものであり、これを全体としてみれば、患者にとっての「個人生活事項」ということができる。したがって、本件請求は、条例第 7 条第 1 項第 1 号本文該当性について検討すれば足りる。

情報公開制度が「知る権利」を実効的に保障するための制度であるとはいえ、個人の秘密、個人の私生活やその他の個人に関する情報を保護するという内在的な制約を伴うものであることはいうまでもない。そうだとすれば、識別可能な個人情報とは非公開とされるべきであり、患者の診療記録を記載した本件対象公文書を非公開としたのは妥当である。

ウ なお、不服申立人は、意見書において、本件請求に係る医療情報は実施機関が口頭で「個人情報ではない」旨を宣言しているというが、その事実を裏付ける証拠は提出されていない。また、不服申立人は、学会で発表した医療情報それ自体を請求しているが、条例において対象となるのは、実施機関職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画であり、当該実施機関が管理しているものである公文書であって（条例第2条第1号）その主張は採用できない。

エ 本件対象公文書は、条例第7条第1項第1号本文に該当し非公開が妥当と思料するので、この結論に影響しない条例第7条第1項第3号イ及び第7条第1項第4号を理由とする不服申立人の主張については判断するまでもない。

なお、仮に、不服申立人の主張するように、患者の診療情報を学会等で発表したとしても、そのことによって、患者の個人情報が本条例における非公開事由該当性に関して、保護に値しないものになるわけではない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子

委員 高岡 香

委員 多賀谷 一 照

委員 平松 雄 造

委員 安富 潔